

「大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と
排出量取引制度(東京都キャップ&トレード制度)」
テナント事業者の皆様へ

テナント事業者は、
オーナーと協力して
CO₂を削減しましょう

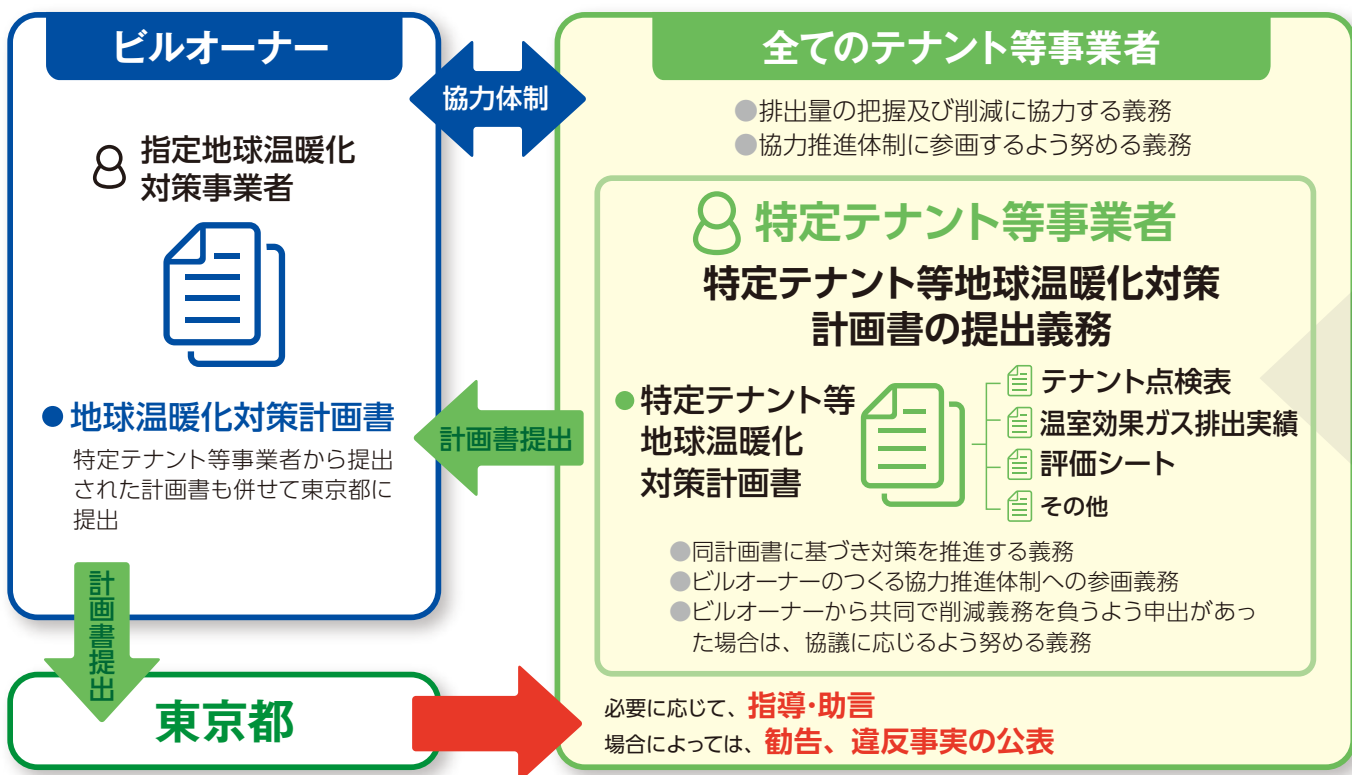


特定テナント等事業者とは？

指定地球温暖化対策事業所(1年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ以上となる事業所)の温室効果ガス排出量のうち、相当程度大きな部分を占めるテナント等事業者を指します。具体的には次のとおりです。

- ① 毎年度3月末時点において、床面積5,000㎡以上を使用している事業者
- ② 床面積にかかわらず、前年4月1日からの1年間の電気の使用量が600万kWh以上の事業者

ビルオーナーとテナント等事業者の義務とは？



テナントに求められる行動 [全てのテナント等事業者向け]

協力推進体制への参画

- ビルオーナーとテナントが集まって、省エネルギー対策について定期的に話し合いましょう。



エネルギー使用量の確認

- 毎月の請求書にエネルギー使用量が併記されている場合は、請求書から確認します。
- 前月や前年同月と比較しエネルギー使用量が増加していないか確認します。



目標の設定・検証

- 省エネルギーを促進するため、目標を決めましょう。
- 社員ひとりひとりに目標を理解してもらい、省エネルギーを心掛けましょう。
- 結果の検証も重要です。



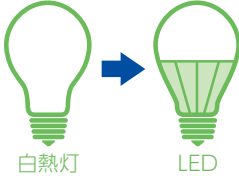
テナント点検表の概要 [特定テナント等事業者向け]

テナント点検表とは、テナント等事業者の省エネに関する取組をチェックするためのものです。

主な対策項目の概要 対象となる4業種 事務所 商業 宿泊 データセンター


■ 照明 [高効率照明器具の導入]

業種	対策項目
事務所	ベース照明について、高効率化しているか
商業	
宿泊	
データセンター	



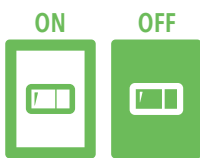
■ 空調 [居室の室内温度の適正化]

業種	対策項目
事務所	主な居室において、夏季の「実際の室内温度」を何度にしているか
商業	
宿泊	
データセンター	




■ 照明 [点灯エリアのゾーニング]

業種	対策項目
事務所	居室内の必要な場所のみ点灯スイッチを入れられるように、点灯エリアがマッピング等により明示されているか
商業	
宿泊	
データセンター	




■ コンセント機器 [執務室のフリーアドレス化]

業種	対策項目
事務所	オフィス内に従業員の専用席を設けず、IP電話や携帯電話、ノートパソコン、無線LANの活用により、デスクの共用を実施しているか
商業	
宿泊	
データセンター	




■ コンセント機器 [印刷機器]

業種	対策項目
事務所	複合機を導入し、プリンタやファクシミリの集約を行っているか
商業	
宿泊	
データセンター	




■ 食料品・飲食 関連設備 [ショーケース]

業種	対策項目
事務所	高効率ショーケースを採用しているか
商業	
宿泊	
データセンター	




■ 食料品・飲食 関連設備 [冷凍・冷蔵設備]

業種	対策項目
事務所	省エネ型の業務用冷蔵冷凍庫を導入しているか
商業	
宿泊	
データセンター	




■ 食料品・飲食 関連設備 [厨房機器]

業種	対策項目
事務所	高効率厨房換気システムを導入しているか
商業	
宿泊	
データセンター	




■ 照明 [その他]

業種	対策項目
事務所	客室入室時客室キーをカードフォルダに挿入の際、連動して照明が点灯するか
商業	
宿泊	
データセンター	



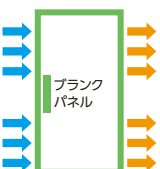
■ モニタリング [PUE]

業種	対策項目
事務所	当該事業所のPUEを把握しているか
商業	
宿泊	
データセンター	



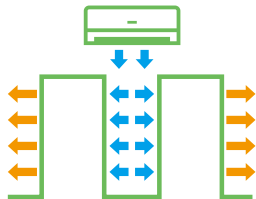
■ サーバ [顧客] [冷暖分離]

業種	対策項目
事務所	顧客のラック内にblankパネルを設置するよう働きかけているか
商業	
宿泊	
データセンター	

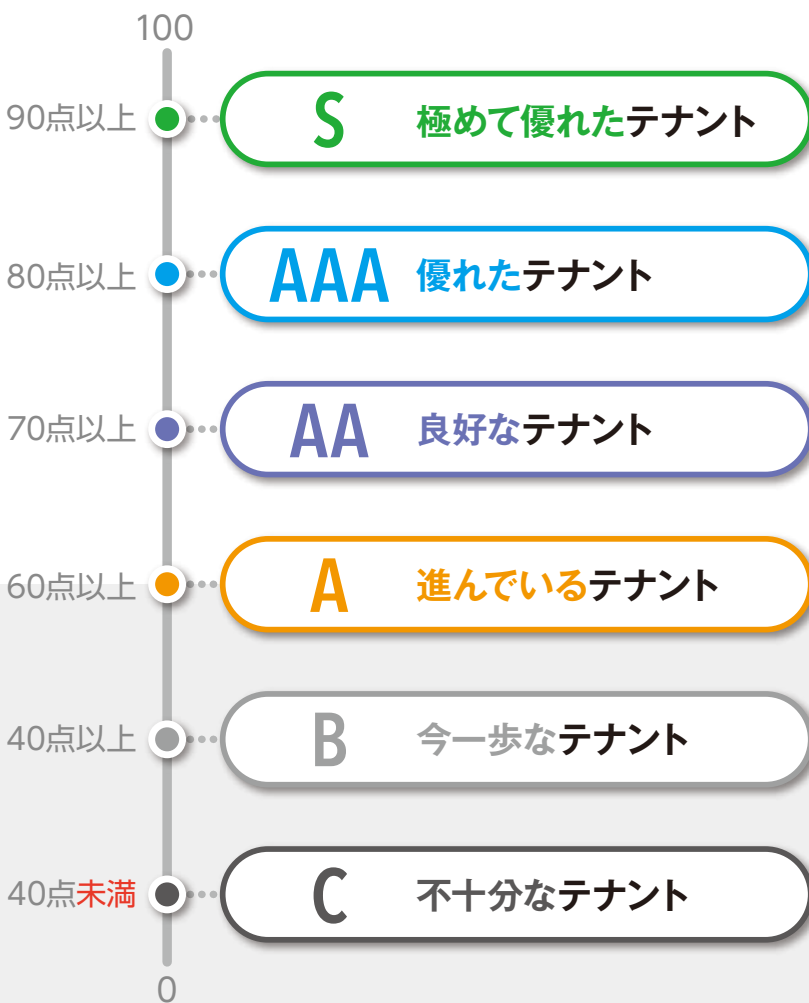


■ サーバ [自社] [冷暖分離]

業種	対策項目
事務所	サーバールーム及びラック内におけるホットアイルとコールドアイルを分離しているか
商業	
宿泊	
データセンター	



特定テナント等事業者における 省エネ対策の取組を評価・公表する仕組み



評価結果の公表(S~A)

総合評価が「A」以上となった特定テナント等事業者について、優良事業者として東京都環境局ホームページで公表します。
※個別の点数公表は行いません。

A 以上公表

評価結果の通知(S~C)

評価結果については、特定テナント等事業所ごとに「総合評価」、「排出実績評価」、「点検表評価」の評価傾向を分析し、通知します。

本制度のヘルプデスク(相談窓口)

ホームページや資料だけでは分からない、相談等がある際は御利用ください。
総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口
TEL: 03-5388-3438(事前予約制)
E-mail: ondanka31@ml.metro.tokyo.jp

登録番号 (28)第90号
編集・発行 2017年(平成29年)3月
東京都環境局地球環境エネルギー一部総量削減課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
TEL. 03-5388-3530
印刷 鶴川印刷株式会社

